春日小学校 いじめ防止基本方針(令和5年度版)

平成２６年　４月　１日策定
平成２９年　９月　１日改定
令和　元年　７月１１日改定
令和　元年１２月１９日改定
令和　３年　２月１８日改定
令和　３年　６月　１日改定
令和　５年　２月２４日改定

春日小いじめ防止指針の改定について

ここに定める「春日小学校いじめ防止基本方針」は，平成２５年６月２８日公布，平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」の第１３条を受けて制定し、さらに平成２９年３月１４日付改正、平成２９年８月２２日に施行した「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」に基づき令和５年２月に以下の改訂を行った。

またコロナウィルス感染症のコロナハラスメント及び SDGｓのジェンダー等、現代的な人権問題に対応するため更なる改定を行った。

◆けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること
◆「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」「暴力行為等防止支援員」による学校への支援を明記したこと
◆いじめの未然防止のキーワードとして「自己有用感や自己肯定感を育む」ことを明記したこと
いじめの「解消」をいじめに係る行為が止んでこと（３か月）、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことと定義したこと
◆児童生徒や保護者から申し立てがあった時は、重大事件が発生したものとして報告調査すること
の５点を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を見直した。

令和５年５月に、１２年ぶりに改訂された生徒指導提要をふまえ、以下の改訂を行った。

◆児童が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をするべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち「自己指導力」の育成について、その手だてを具体的に明記した。
①「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感、他者のために役立った、認められたという自己有用感を実感できるようにするため、異学年での活動や児童の自治的な活動を充実させる。
②自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を築くために、認め合い、励まし合い、支え合う学習集団を形成する。
③授業場面で自らの意見を述べる、探究学習や調べ学習で自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定し、発表するという体験を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。
④児童一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・学校で安全かつ安心して教育が受けられるように、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土をつくる。

また令和元年度に発生したいじめに関する事案等を鑑み、いじめ等によりつらい思いをする児童を春日小学校で決して出すことのないよう「春日小学校いじめ基本方針」を見直し、いじめの未然防止・根絶に対して、不退転の決意をもって指導にあたる。

１ いじめ防止のための基本的な方針

（１）いじめの定義

「いじめ」とは，児童に対して，当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（携帯電話やインター―ネット等を通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第１章第２条）

（２）いじめに対する基本的な考え方

いじめは，いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与える。時には，生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性があったり、いじめに起因した自殺や不登校を引き起こしたりすることがある。そうした重大な問題を含んでいることを常に想定しながらいじめを単なる仲間間のトラブルと軽く考えることなく，けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合があるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し人権にかかわる問題としてとらえ，いじめ防止の基本的な方針を定める。

①いじめはどの学級にも，どの児童にも起こりうる問題であり，誰もが被害者にも加害者にもな

りうるという認識をもつ。
②いじめは人間として絶対に許されないという認識を全教職員がもち，いじめを絶対に許さない校風を創り出す。
③いじめ防止のため，教職員や仲間との信頼関係を築くとともに，規律と学ぶ喜びのある授業づくりや集団づくりをする。
④いじめの早期発見に努め，事実を明らかにし，毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
⑤地域や関係機関と連携に努め，必要に応じて専門家の協力を求める。

（３） いじめに対する教師の基本的な指導の構え
・いじめ等でつらい思いをしている児童の思いや保護者の思いに立って，事実や事実の裏に潜む問題意識を的確にとらえる。
・いじめを把握した時は即時対応する。つらい思いを児童が引きずり，我慢して，自殺や不登校といった重大な問題へとつながらないようにする。

２ いじめの未然防止のための取組

（１）魅力ある学級・学校づくり
・すべての児童が，主体的に活動したり，互いに認め合ったりする中で，「分かった，できた」という達成感を味わえるよう，教科指導を充実する。
・すべての児童が大切な学級の一員であり，一人一人が仲間と関わり，自己有用感，自己存在感を味わいながら，望ましい人間関係をつくることができるようにする。
・いじめや暴力，差別や偏見等を見逃さず，学級活動はもとより委員会活動やさざれ石班活動等でも適時取り上げ，児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
・道徳の時間では，内容項目の２「主として他の人とのかかわりに関すること」をいじめ防止の要の時間として，重点的な指導をおこなう。
・総合的な学習の時間や宿泊体験，地域でのボランティア活動や地域行事への参加を通して，豊かな情操と道徳心を培い，人間関係を構築する能力を養う。
・相手を尊重した「聞き方・話し方」の授業を実施し，規律ある授業づくりをする。
・児童を価値付ける場面をできるだけ多く意図的に設定し，自己有用感,自己肯定感を高める。
・児童同士が仲間のよさを見つけ認め合い，相互の信頼関係を構築する。
・いじめについて考える取り組みを通して，常に自分たちの姿を振り返る。
・いじめの問題とあわせて自殺防止教育を的確に行い，命を大切にすることや，いじめ等で苦痛を感じた時の正しい対応の仕方や一人で問題を抱え込まず，周りに相談することの大切さを指導する。

（３）児童が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をするべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち「自己指導力」の育成を教育活動全体を通して行う。
①「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感、他者のために役立った、認められたという自己有用感を実感できるようにするため、異学年での活動や児童の自治的な活動を充実させる。
②自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を築くために、認め合い、励まし合い、支え合う学習集団を形成する。
③授業場面で自らの意見を述べる､探究学習や調べ学習で自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定し、発表するという体験を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。
④児童一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・学校で安全かつ安心して教育が受けられるように、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土をつくる。

（４）インターネット等を通じて行われるいじめ対策の推進
・携帯電話や通信型ゲーム機，インターネット等の取扱いに関する指導の徹底について，教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また，これらを介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
・携帯電話や通信型ゲーム機，インターネット等におけるトラブルについて，保護者や地域の方への啓発を図る。

３ いじめの早期発見・早期対応

（１） 継続的な日常の児童の姿の観察と見届け
春日小は少人数であり，人間関係が固定しやすいためいじめ以外にも児童と児童とのトラブル

や教師と児童との関係で，児童が不安定になったり，ストレスを感じやすい状況になったりするため，児童の言動や表情，保護者の反応を的確かつ日常的に観察し，「笑顔」と「活力」が一人一人にあるかを見届ける。

（２）アンケートの実施と情報収集

・アンケート実施後、担任は、記述内容を即座に確認し、管理職がすばやく確認するようにする。
・月初めに定期教育相談を位置付け，担任だけでなく、管理職も入って児童との個別面談を実施する。
・「学校を楽しくしよう」アンケートを毎月実施し，個別面談の資料として児童の話を共感的に聞き，信頼関係を築く。アンケートは５年保管する。
・気になる情報は，早期に保護者へ連絡し，情報共有を図って指導にあたる。

（３）教育相談の充実

・教職員は，受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に，問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう，日頃から児童理解に努める。
・問題の兆候を把握した時には，「大丈夫だろう」と安易に考えず，問題が深刻になる前に早期に対応できるよう，危機意識をもって児童の相談に当たる。
・スクール相談員も教育相談を行う。

（４）全職員でのいじめ等の早急な共通理解

（１）・（２）によりいじめ等に関わる事案を把握した時には全職員で共通理解し，適切な対応が迅速にとれるよう担任が抱えることなく，速やかに校長・教頭・生徒指導主事に報告するとともに，いじめ未然防止・対策委員会や打合せにおいて全職員の共通理解を図り，高い危機意識をもって全職員で対応にあたる体制を即時につくる。

（５）保護者との連携

・いじめの事実が確認された際には，いじめた側，いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い，お互いの人権を大切にしながら，問題の解決に向けて事実確認と原因を明確にしながら，粘り強く根本的な解決を図る。
・いじめた側の児童についてはいじめが許されないことを自覚させるとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止めさせ，いじめた児童自身が自らを深く見つめ，反省する指導を大切にする。
・いじめの問題が長期化し，潜在化することがないよう，学校と保護者の連携を大切にしながら継続的に見届けを行い，いじめの根絶を図るとともに，良好な人間関係を築けるよう指導にあたる。

（６）関係機関等との連携

・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず，その解決のために，揖斐川町教育委員会や，主任児童委員，人権擁護委員，学校評議員等とのネットワークを大切に，早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い，問題の解決と未然防止を図るように努める。
・スクールアドバイザーやスクールカウンセラー等に（SC）が「SOS の出し方に関する教育」を実施し、命を大切にする教育をする。

（７）教職員の研修の充実

・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと，必要に応じて適宜職員研修を行い，「いじめ防止　これだけは！」「教育相談　これだけは！」といった各種啓発資料等を活用して，一人一人の教職員が，早期発見・早期対応はもちろん，未然防止に取り組むことができるよう，校内研修を充実する。

４　いじめ防止等の対策のための組織

（１）組織の名称を「いじめ未然防止・対策委員会」とする

（２）委員会は次のメンバーで構成する

校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当・学校評議員・関係者（必要に応じて　揖斐川町教育委員会，主任児童委員，人権擁護委員，スクール相談員・校内人権教育主任等も加わる）　この他に，職員による「校内いじめ防止対策委員会」を組織する。

（３）委員会の役割

①いじめ未然防止のための方策の推進と見直しを行う。
・いじめや児童の抱えるストレスへの対応の必要性の示唆（見過ごさず，あいまいにしない指導体制）
・保護者や地域への啓発活動の計画と実施
②いじめ発見時の初期対応の中心を担い，対応の仕方を全職員に明確に示す。
③全校体制のコーディネートを行う。
④いじめ防止のための職員研修を行う。

（４）県指定の「いじめ･不登校等未然防止アドバイザー」「暴力行為等防止支援員」の助言を受ける
・児童保護者への対応, 教職員に対する助言を受けて未然防止や早期対応を図る。

５ いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取　組　内　容	備　考
４月	・ＰＴＡ総会等での「学校いじめ防止基本方針」説明 ・学校だより，Ｗｅｂページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等）	【毎月】 ・アンケート ・生徒指導交流
５月	・「校内いじめ防止対策委員会」の実施（１学期の進捗状況） ・いじめ未然防止に向けた児童集会	
６月	・児童向けネットいじめ研修① ・「第１回いじめ防止対策委員会」の実施（学校評議員の会）	
７月	・「学期末教職員学校評価」（対策等の見直し） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査 夏季休業中の指導
８月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・「校内いじめ防止対策委員会」の実施（１学期の取組の評価）	
９月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Ｗｅｂページ等による取組経過等の報告	
１０月	・「校内いじめ防止対策委員会」の実施（２学期の進捗状況） ・児童向けネットいじめ研修②	
１１月	・「ひびきあい活動」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策のための人権週間） ・「第２回いじめ防止対策委員会」の実施（学校評議員の会）	
１２月	・「ひびきあいの日」（きらきらハッピー集会） ・「学期末教職員学校評価」（２学期までの振り返り） ・「校内いじめ防止対策委員会」の実施（２学期の取組の評価）	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
１月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
２月	・いじめ防止の取組を振り返る児童集会 ・「第３回いじめ防止対策委員会」の実施（学校評議員の会） 本年度のまとめ及び来年度の計画立案	
３月	・「年度末学校関係者評価」（１年間の評価） ・学校だよりによる次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる)

※必要に応じていじめ未然防止・対策委員会や生徒指導交流を行う。
※いじめの未然防止のできる指導力の向上や人間関係調整能力及びいじめへの対応力を高めるための研修を計画的に行う。

６ いじめ問題発生時の対応

（１）いじめ問題発生時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

・いじめの兆候を把握したら，速やかに情報共有し，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。そのためにいじめを把握した職員は自分のみで抱え込んだり，いじめられている児童に我慢させて様子を見たり，うやむやにしてしまうことなく，速やかに校長・教頭・生徒指導に報告・連絡・相談を行い，全職員が共通理解し，全校体制で指導にあたる。

・児童や保護者から申し立てがあったときは, 速やかに校長・教頭・生徒指導に連絡するとともに, 重大な事態としていじめ未然防止・対策委員会で指導方針をうちだし，全校体制でいじめの調査や対応にあたる。

・いじめの指導にあたっては事実の正確な把握を大切にし，時系列でいじめに関わる事実を明確にするとともに，いじめを生み出した要因に基づき具体的な指導プランをいじめ未然防止・対策委員会で立案し，打合せの生徒指導交流の場などにおいて全教職員が共通理解し，全校体制で指導にあたる。

・いじめの事実が確認できた，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ組織的に情報を収集し，迅速に対応する。

・いじめに関する事実が認められた場合には，揖斐川町教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携し，児童への指導に当たるとともに必要に応じて町教委の指示を仰ぎながら，連携して指導にあたる。

・保護者との連携の下，謝罪の指導を行う中で，いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，自らの行為を反省する指導に努める。

・いじめを受けた児童に対しては，保護者と連携しつつ児童を見守り，心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに，二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
・いじめは,単なる謝罪をもって安易な解消とすることはできない。次の２つの要件に注意していじめが本当に解決したかどうかを判断すること。
①いじめに関わる行為が３か月以上止んでおり，再発のリスクがないこと
②いじめにかかわり，被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
解決の支援を継続し,支援内容・情報共有・教職員の役割分担を具体的にし,確実に実行する。
また,該当児童だけでなく，他の児童についても日常的，注意深く見届ける。

【対応順序】
① いじめの訴えに真摯に耳を傾けるとともに，いじめに関する情報，兆候を敏感に察知する。
② いじめの事実や児童の様子を速やかに管理職・生徒指導主事に報告するとともに，いじめ未然防止・対策委員会において対応方針と具体策を決定する。
③ 事実関係の丁寧で確実な把握を行うために,複数の教員で組織的に,保護者の協力を得ながら,背景も十分聞き取る。
④ いじめを受けた側の児童のケアに,必要に応じて外部専門家に力を借りながら,全力であたる。
⑤ いじめた側の児童への指導を，人権を大切にしながら徹底して行い，背景についても明確にしながら，相手の思いに共感させながら，深く自己を見つめさせ，二度といじめを行わないという強い決意を持たせる指導を行う。
⑥双方の保護者へ指導についての報告を行うとともにお互いが指導に納得し，今後に対しての安心感がもてるようにする,
⑦必要に応じて,町教育委員会への報告，主任児童委員や人権擁護委員との連携,外部専門機関などとの連携を図って指導を行う。
⑧保護者との連携しながら，いじめの事実がなくなるまで，経過の見守りと継続的な支援

（２）「重大事態」と判断される時の対応
- いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては，以下の対応を迅速に行う。
- 児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署等に通報し，適切な援助を求め，児童の命や安全を守ることに全力をあげる。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため，揖斐川町教育委員会の指導の下，事実関係を明確にするための調査に当たり，調査結果について，揖斐川町教育委員会へ報告する。
- いじめ問題が重大事態に発展した場合は，個人情報の保護に配慮しながら，重大事態の調査組織においても，アンケート調査等が資料として重要となることから，当該資料を５年間保存する。

以上のいじめ防止の取組を徹底するとともに，以下の現代的ないじめにつながる問題について的確な対応を行う。

7　コロナハラスメント及び現代的な人権問題に対する対応について

（1）　コロナハラスメントに対する対応
令和２年１１月に岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部より出された「ストップ　コロナ・ハラスメント　アクションプラン」に基づき，春日小学校においてもコロナハラスメントの根絶のために次の対応を行う。
- ハラスメントは未知のウイルスへの恐れから生まれるものであるので，「どんなときに人に感染させるのか」など新型コロナに関する正しい知識を周知徹底し「必要以上 に感染を恐れる」ことのないように指導を行う。
- また，コロナハラスメントを恐れて体調不良を隠して外出， 登校したり，医療機関での診察や健康相談を控えることが無いように指導を行ったりする。
- 学校で新型コロナウィルス感染症に伴ういじめに繋がらないよう学校において指導するとともに，家庭への啓発を行う。また 人権週間において，コロナ・ハラスメント防止を含む人権教育の徹底を進める。
- 「ストップコロナハラスメント宣言」に記された「コロナハラスメントを許さない人権意識」，「医療従事者への感謝の気持ち」，「感染者への思いやり」を育成する指導を行う。

8　現代的な人権問題にかかわるいじめへの対応について

- 岐阜県人権教育基本指針に示された「女性」，「こども」，「高齢者」，「障害者」，「同和問題」，「アイヌの人々」，「外国人」，「新型コロナウィルスを含む感染症被害者」，「犯罪者」，「性同一障害」等の人権問題にかかわる重要課題について，いじめにつながらないように，正しい認識力や自己啓発力，行動力を児童が身に付けることができるように全領域において日常的な啓発を行う。

- インターネット（ＳＮＳ等）によるいじめが行われないように，他人を誹謗中傷する表現や差別を助長するような表現を決して書き込んだり，投稿しないよう情報モラル教育を徹底するとともに，そうした書き込みを児童が行ったり，児童がいじめの対象となるような書き込みがなされた時は，外部機関とも連絡をとりながら的確に対応する。

附則

本「春日小学校 いじめ防止基本方針（令和５年度版）」は，令和５年２月２４日に改定し，令和５年度の春日小学校の「いじめ防止」に関する指導として，行うものとする。